

平成25年8月19日

健康福祉委員会委員各位

健康福祉局長

平成25年7月31日の健康福祉委員会において審査いただきました請願第62号において、質疑のありました以下につきまして、次のとおり回答を提出いたします。

【質問】

第二種社会福祉事業宿泊所に係るガイドラインにて、

- ① 市への事前相談日から、7日以内に住民説明会を実施
- ② 住民説明会実施後、5日以内に市への報告

について規定しているが、この期間についての根拠を示されたい。

【回答】

①についてでございますが、事業開設の3ヶ月前を事前相談日としているため、工期の関係から、事前相談後ただちに、建物の改修等に取り掛かる事例があり、住民の方の不安、不信を生まないために、早い時期での住民への事業説明の必要があると考えておりますが、事業概要等説明に際する資料や会場等の確保等の準備期間を考慮し、7日以内としているものでございます。

②についてでございますが、住民との協議内容等実施内容について、早急に把握する必要があると考えており、資料準備等の時間を要しないことから、5日以内としているものでございます。

生活保護・自立支援室担当

内 線 3 3 3 0 1